

鳥取県告示第354号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
岩美町 岩美町長 榎 本 武利	岩美郡岩美町大 字浦富675-1	岩美町国民健康 保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦 富652	居宅療養管理 指導 訪問リハビリ テーション	平成16年4 月29日